

堺市協第 576 号
令和 8 年 9 月 4 日

堺市自治連合協議会
校 区 代 表 者 様

堺市市民人権局
市民生活部長

防犯カメラの撤去に関する協定の締結について

皆様方には、ますますご健勝のこととお喜び申しあげます。

平素は、本市政に格別のご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、地域設置防犯カメラの公設化に伴い、撤去が必要な防犯カメラ等の取扱いについて、下記のスケジュールで各校区自治連合会と協定を締結する予定です。なお、撤去は令和 8 年度から令和 10 年度までの期間に実施していただくこととなりますので、ご協力をお願いいたします。

【スケジュール】

9 月 4 日	定例会で協定書を配付
10 月 2 日	校区自治連合会が押印した協定書と意向確認書を定例会で市に提出
12 月 4 日	本市が押印した協定書を定例会で配付

【添付文書】

- ・ 防犯カメラの撤去に関する協定書
- ・ 別紙 1 ～ 8
- ・ 協定書締結対象各校区自治連合会一覧
- ・ 意向確認書

(問合せ先) 堺市 市民人権局 市民生活部 市民協働課 地域安全係
〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号
TEL (072) 228-7405 (直通)
FAX (072) 228-0371

防犯カメラ等の撤去に関する協定書（案）

堺市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、乙が甲から交付された補助金を活用して令和 7 年 3 月 31 日までに設置した防犯カメラを公設化することに伴い、撤去が必要となる防犯カメラ（付属機器を含む）及び独立柱（以下「防犯カメラ等」という。）の取扱いについて、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第 1 条 乙が甲から交付された補助金を活用して令和 7 年 3 月 31 日までに設置した防犯カメラを公設化することに伴い、防犯カメラ等の撤去及びそれに伴う費用負担その他必要な事項を定める。

（期間）

第 2 条 本協定の有効期間は、締結日から令和 11 年 3 月 31 日までとする。

（撤去）

第 3 条 防犯カメラ等の撤去は、乙が行うものとする。ただし、甲が新たに設置する公設防犯カメラを、防犯カメラ等と同じ場所に設置する場合は甲が撤去する。

2 甲が撤去した防犯カメラ等の取扱いについては、甲乙協議の上決定する。

3 対象の防犯カメラ等は別表のとおりとする。

（負担金）

第 4 条 甲は、乙が防犯カメラ等の撤去に要した費用を負担する。なお、甲が防犯カメラ等を撤去する費用は甲が負担する。

（負担金の対象及び上限額）

第 5 条 甲が乙に対して支払う負担金の対象は、次のとおりとする。

- （1）防犯カメラ等の取外し工事費用
- （2）防犯カメラ等の取外しに伴う原状回復費用
- （3）防犯カメラ等の廃棄費用
- （4）撤去に伴う手数料等の費用
- （5）その他甲が必要と認める費用

2 甲が乙に支払う負担金の額は、前項に規定する対象費用の実額とし、その上限額は次の各号に掲げる額とする。

- | | |
|------------------------|------------------|
| （1）防犯カメラのみの撤去 | 1 台あたり 135,000 円 |
| （2）防犯カメラ及び独立柱の撤去 | 1 台あたり 230,000 円 |
| （3）外壁等に取り付けられた防犯カメラの撤去 | 1 台あたり 168,000 円 |

（実績報告書の提出）

第 6 条 乙は、当該年度内において最後の防犯カメラ等の撤去が完了した日の翌日から起算して 30 日以内に、甲に対して実績報告書（別紙 1）を提出するものとする。

2 実績報告書には、次の書類を添付するものとする。

- （1）防犯カメラ等撤去一覧表（別紙 2）

- (2) 収支決算書（別紙3）
- (3) 撤去したことがわかる書類
- (4) 負担金の対象となる費用に係るすべての支払領収書又は請求書等請求内容のわかる書類の写し
（請求書等の写しによるときは、実績報告書を提出した日から起算して30日以内に支払領収書の写しを提出するものとする。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲が指示する書類

（負担金の確定）

第7条 甲は、前条の実績報告書を受領したときは、速やかに内容を審査し、その内容が適当であると認めるときは、負担金の額を確定し、その結果を確定通知書（別紙4）により、乙に通知するものとする。

（負担金の支払い）

第8条 乙は、概算払による負担金の交付を受けようとするときは、甲に請求書、防犯カメラ等撤去一覧表（別紙2）及び収支予算書（別紙5）を提出するものとする。

2 乙は、前条で確定した負担金の額を超える負担金の交付を受けているときは、第6条に定める実績報告書に加え、負担金精算書（別紙6）を提出するものとする。なお、負担金返納・返還命令通知書（別紙7）に定めるところにより、不用額を甲に返納しなければならない。

（遅延利息）

第9条 乙は、負担金の返納又は返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を市に納付しなければならない。

（提出書類の内容変更）

第10条 乙は、第8条で提出した防犯カメラ等撤去一覧表（別紙2）又は収支予算書（別紙5）に変更が生じたことで、概算払により交付を受けた負担金の額に不足が生じる場合は、速やかに請求書、変更届（別紙8）及び変更のあった書類を甲に提出するものとする。

2 甲は、計画の変更により不足した負担金の額を概算払により乙に交付する。

（協議事項）

第11条 本協定の解釈に疑義が生じた場合及びその他本協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議してこれを決定する。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ押印のうえ、各々1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 大阪府堺市堺区南瓦町3番1号

堺市

堺市長 永藤 英機 印

乙

印

別紙 1

実績報告書

年 月 日

堺市長 殿

所在地
団体名
代表者職氏名

防犯カメラ等の撤去について、次のとおり関係書類を添えて、報告します。

実 施 年 度	年度
実 績 の 概 要 (内訳等)	
添 付 書 類	(1) 防犯カメラ等撤去一覧表 (別紙 2) (2) 収支決算書 (別紙 3) (3) 撤去したことがわかる書類 (4) 負担金対象費用に係るすべての支払領収書又は請求書等請求内容のわかる書類の写し (請求書等の写しによるときは、実績報告書を提出した日から起算して 30 日以内に支払領収書の写しを提出するものとする。) (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が指示する書類

防犯カメラ等撤去一覧表

	カメラNo.	設置場所	撤去区分	事業完了（予定）日	撤去費	負担金
1				年 月 日		
2				年 月 日		
3				年 月 日		
4				年 月 日		
5				年 月 日		
6				年 月 日		
7				年 月 日		
8				年 月 日		
9				年 月 日		
10				年 月 日		
11				年 月 日		
12				年 月 日		
13				年 月 日		
14				年 月 日		
15				年 月 日		
合計						

撤去区分 （１）防犯カメラのみの撤去

（２）防犯カメラ及び独立柱の撤去

（３）外壁等に取り付けられた防犯カメラの撤去

別紙 3

収支決算書

団体名

収 入 (単位 円)

収入の種類	決算額	内 容 説 明 (算 出 基 礎 等)
1 堺市負担金	※	
2		
収入合計		

支 出 (単位 円)

項目	決算額	左のうち堺市 負担金充当額	内 容 説 明 (算 出 基 礎 等)
1			
2			
3			
支出合計		※	

※は、それぞれ一致するものとする。

確定通知書

第 号
年 月 日

_____様

堺市長

年 月 日付けで締結した「防犯カメラ等の撤去に関する協定書」に定める負担
金額について、実績報告書の審査結果に基づき、次のとおり確定したので通知します。

実 施 年 度	年度	負担金確定額	円
---------	----	--------	---

別紙 5

収支予算書

団体名

収 入

(単位 円)

収入の種類	予算額	内 容 説 明 (算 出 基 礎 等)
1 堺市負担金	※	
2		
収入合計		

支 出

(単位 円)

項目	予算額	左のうち堺市 負担金充当額	内 容 説 明 (算 出 基 礎 等)
1			
2			
3			
支出合計		※	

※は、それぞれ一致するものとする。

負担金精算書

年 月 日

堺市長 殿

所在地
団体名
代表者職氏名

防犯カメラ等の撤去の負担金について、下記のとおり精算します。

記

概算払額 円

精 算 額 円

不 用 額 円

別紙 7

負担金返納・返還命令通知書

第 号
年 月 日

____様

堺市長

年 月 日付け 第 号で確定通知した下記の負担金について、次のとおり返納・返還するよう通知します。

返納・返還すべき金額		円
返納・返還期限	年 月 日まで	
返納・返還方法	別紙返納通知書による。	

実 施 年 度	年度	負 担 金 確 定 通 知 額	円
負 担 金 の 既 交 付 額	年 月 日請求		円
	年 月 日請求		円
	計		円
返 納 ・ 返 還 事 由			

負担金の返納又は返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を納付することになるので、速やかに返納又は返還すること。

別紙 8

変更届

年 月 日

堺市長 殿

所在地
団体名
代表者職氏名

年 月 日付けで提出した書類に変更が生じたため、関係書類を添えて提出します。

変 更 内 容	変更前 変更後 台 台 円 円
変 更 理 由	
添 付 書 類	(1) 変更後の防犯カメラ等撤去一覧表 (別紙 2) (2) 変更後の収支予算書 (別紙 5)

別表

No.	区	設置場所	設置場所詳細	校区
1	堺区	香ヶ丘町〇〇	〇〇公園	〇〇

対象となる校区自治連合会一覧

	堺区	中区	東区	西区	南区	北区	美原区
1	英彰	福田	八下西	鳳南	福泉中央	百舌鳥	八上
2	熊野	八田荘	南八下	鳳	美木多	東三国丘	美原西
3	安井	深阪	日置荘	福泉上	茶山台	東浅香山	美原北
4	湊西	宮園	日置荘西	福泉	赤坂台	西百舌鳥	平尾
5	湊	久世	野田	浜寺石津	晴美台	中百舌鳥	さつき野
6	三国丘	深井西	登美丘南	浜寺昭和	上神谷	新金岡東	黒山
7	錦西	深井	登美丘東	浜寺	高倉台	新金岡	
8	大仙西	東深井	登美丘西	津久野	宮山台	新浅香山	
9	大仙	東百舌鳥	白鷺	向丘	三原台	五箇荘東	
10	少林寺	東陶器		福泉東	御池台	五箇荘	
11	三宝	八田荘西		平岡	槇塚台	北八下	
12	錦綾	土師		浜寺東	原山台	金岡南	
13	神石	西陶器		家原寺	庭代台	金岡	
14	榎			上野芝	高倉台西	大泉	
15	市				新檜尾台		
16	浅香山				城山台		

意向確認書

令和 8 年 月 日

堺市長 殿

所在地

団体名

代表者職氏名

令和 年度に取外す防犯カメラ等について、

☐ 処分する等の判断を一任します。

☐ 全て当団体に返却してください。

☐ 下記の防犯カメラ等は返却してください。それ以外については、処分する等の判断を一任します。

(
・
・
・
)

以上